

# 令和5年度農業用使用済みプラスチック類回収について

～農業用使用済みプラスチック類の一斉処理を行います～

## 1. 目的

農業用使用済みプラスチックについては、産業廃棄物に該当するため、農家自身の処理義務が法制化されました。しかし、個々の農家が処理を業者に委託することは困難です。そこで「環境にこだわった農業」を推進する為、甲賀地区農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会を発足し、市内から排出される農業用使用済みプラスチックの適正処理を実施しております。

(協議会構成員：甲賀市・湖南市・県肥料商業組合・JAこうか・甲賀農業農村振興事務所)

## 2. 回収の対象となるプラスチック類

肥料袋、育苗箱、農ポリ、畦畔シート、農薬ポリ容器等、農業生産から出る使用済みとなった廃プラスチック類（以外のもの、中味の残ったものは回収できません。農薬ポリ容器は、洗浄し、薬液が残っていないもの、マルチシート等は泥汚れがひどくないものに限ります）。

## 3. 搬入について

- ① 肥料空袋に廃プラスチック類を詰めて指定日に指定場所へ搬入してください。
- ② 廃プラスチック類についている「泥」、「その他異物」はできるだけ取り除いてください。
- ③ 肥料袋は「きれいな袋」「汚れた袋」の分別をお願いします。
- ④ 肥料の空袋に入らない物は、持ち運べるように梱包してください。使用する「ひも」は焼却できるものとし、（針金等は使用しない）
- ⑤ 農薬ボトルは必ず洗浄し、キャップをはずし、他の排出物と区別して搬入してください。（薬液が残っているもの・洗浄されていないものは処分できないため受け付けられません）。  
また、マルチシート等は泥汚れがひどいと処分できないため、泥などを落してください。
- ⑥ 搬入の運搬時に運搬車に表示及び書面の備え付けが義務付けられましたのでご注意ください。

※1: 車輛表示(様式1) 廃プラ運搬時に車輛の左右両面に貼り付けて下さい。

※2: 書面の備え付け(様式2) 必要事項を記入し、運搬時に車内に携帯して下さい。

## 4. 農家の負担

- 原則として処分費(肥料袋 1袋350円(税込))を回収時に現金で徴収します。
- 育苗箱は5枚で350円。 肥料袋に入らない物・その他については、回収時に袋数換算します。  
(育苗用ハウスビニール・育苗機被覆シート等の金具は必ず取り外してください)

## 5. 回収日時と場所

回収日時	回収場所	対象地域
令和5年11月18(土)	JAこうか	甲賀市
午前9時～正午まで	甲賀カントリーエレベーター	甲賀町

## 6. 手続きについて

- ※ 農業用使用済みプラスチック類の搬入を希望される方については、  
当日の搬入に必要な書類を事前に 甲賀営農経済センターで受け取られるか  
下記URL（JAこうか公式ホームページ）から必要書類をダウンロードして  
ください。

<http://ja-kouka.shinobi.or.jp/>

- ※ 必要書類 : 委任状 1枚 ・ 車輛表示（様式1） 2枚 ・ 書面の備え  
付け（様式2） 1枚

- ※ 廃プラ運搬の際は、委任状に必要事項を記入・押印のうえ、印鑑・委任状を必ず  
ご持参ください。

甲賀地区農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会 甲賀支部

事務局：JAこうか 甲賀営農経済センター TEL：88-4075